

公益通報等通報窓口

1. 目的

公益通報者保護法等に基づき、外部の関係者等からの法令違反行為等に関する通報又は相談を、国立研究開発法人国立国際医療研究センター内において適切に処理することを目的として、通報窓口を以下のとおり設置しています。

2. 通報の対象

通報の対象となるのは、当センターに従事する役員及び職員、代理人その他の者についての法令違反行為(公益通報者保護法第2条第3項に規定する事実)及び医療安全管理の適正な実施に疑義を生じさせる行為となります。ただし、センターの事業と無関係な私生活上の法令違反行為等の事実は対象になりません。(通報の対象となる法令違反行為等に関するものでない場合、情報提供として受け付けます。)

3. 受付方法

書面の提出(郵送等による提出を含む。)、電子メールの送付又は電話

4. 通報相談窓口

戸山事業所

国立研究開発法人国立国際医療研究センター 総務部総務課
(通報相談員) 総務課長
〒162-8655 東京都新宿区戸山1丁目2番1号
電話 03-3202-7181 内線 2020
電子メール kouekituuhou1@hosp.ncgm.go.jp

国府台事業所

国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院 事務部管理課
(通報相談員) 管理課長
〒272-8516 千葉県市川市国府台1丁目7番1号
電話 04-7372-3501 内線 2201
電子メール kouekituuhou2@hospk.ncgm.go.jp

清瀬事業所

国立看護大学校 事務部総務課
(通報相談員) 総務課長
〒204-8575 東京都清瀬市梅園1丁目2番1号
電話 042-495-2211 内線 5101
電子メール kouekituuhou@adm.ncn.ac.jp

弁護士事務所

石井法律事務所
(通報相談員) 谷垣岳人弁護士、柏原智行弁護士
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目5番1号 日比谷マリビル 11階
電話 03-3580-3581

5. 通報する場合の留意事項

通報する際、調査等に適切に対応する必要性の観点から、以下の点にご留意ください。

- ・ 通報する者は、氏名、所属及び連絡先を明記してください。
- ・ 通報に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにしてください。
- ・ 通報対象事実が確実であると信じるに足りる相当な根拠を示してください。
- ・ 通報者が氏名を明記しない場合（匿名通報）であって、行為者の氏名及び行為の事実が明らかであり、通報対象事実があると信じるに足りる相当な根拠を示して行われるものについては、通報に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を行います。